



本郷小・上庄小・下庄小

3校統合協議会だより 第6号

令和元年10月15日発行
発行/3校統合協議会

9月12日に第8回3校統合協議会を、下庄小学校ランチルームで開催しました。校章デザインの選定を行い、PTA 規約（案）や通学対策について協議しました。

★ 瀬高小学校の校章が決まりました！

4月に行った校章デザイン公募の結果、33名の方から延べ48件の応募をいただきました。ご応募くださいました皆さま、ありがとうございました！応募されたデザイン案について協議を重ねてきましたが、最終的に委員の投票により菅野薫さんすがの かおる（山形県在住）の作品が選ばれました。なお、選定の過程で補作を行っております。



デザイン原案

～デザインに込めた想い～



みやま市の花「さくら」の花びらと葉をモチーフにしています。花びら3枚は統合する3校を表し、葉の先端はペン先で、文字を書く道具ということで勉強、学習を表しています。花びらと葉の数は合計6枚で在学する6年間を意味しています。モノクロ、カラー問わず、飽きのこないシンプルなデザインにまとめています。子供達が生き生きと学習し、健やかに成長して欲しいという思いを込めてデザインしました。

※ 協議する中で、下庄小と本郷小の校章の「桜」と上庄小の校章の「柊（ひいらぎ）」を組み合わせたデザインに変更しております



専 門 部 会 報 告

総務部会

- 校章候補の選定について 【開催日】8/8
補作の済んだ校章デザイン3案について協議しました。
- 校訓の選定について
教職員代表者から提案された3つの校訓（案）について協議しました。

組織部会

- P T A 組織統合について 【開催日】8/1
P T A 規約（案）や P T A 役員選出等について協議しました。
- 通学対策について
安全対策への配慮・スクールバスの運行について協議しました。
- 式典について
閉校式や各校区閉校記念事業実行委員会主催の閉校イベント等について協議しました。

☆ 通学対策について

通学対策の基本的な考え方

- ◆すべての児童が安心・安全に通学できるよう対策するものとし、登下校中の交通安全、犯罪、災害等には、他団体との連携も含め十分に配慮する。
- ◆交通事情等により配慮が必要な児童には、スクールバスの運行等により通学条件の緩和を図る。
- ◆市内の他の小学校との均衡を著しく欠くことがないよう、十分に配慮する。

～スクールバス通学対策～



●対象となる区域

- ① 瀬高小学校までの通学距離が概ね 2.2 km以上となる区域 <本郷一、本郷二(幸作橋以北)>
- ② 瀬高小学校までの通学距離が概ね 2.2 km未満で、道路事情等により児童の登下校時の安全性に配慮が必要な区域 <本郷二(本郷小学校付近)>
- ③ 瀬高橋の安全対策が図られる間、道路事情等により児童の登下校時の安全性に配慮が必要な区域 <上庄地区全区域>

児童が瀬高橋を徒歩で通学するとした場合、大型車の通行時や強風の際など、児童の車道等への転落の恐れがあります。県と対策を協議していますが、現時点では安全性の確保が困難な状況です。よって、対象区域に設定しました。

●対象となる児童

次のいずれかに該当し、保護者の申請により教育長の許可を受けた児童

- ① スクールバス通学対象区域に居住し、通学する児童。ただし、上記対象区域の③に該当する児童は、全て利用対象児童とする。
- ② その他特別な事情により教育長が認めた児童

●その他

スクールバスの利用料は無料とし、運行路線や時刻表等必要な事項は、関係者と協議の上、教育委員会が定める。

●安全対策など

必要に応じて運行路線や停留所等の見直しを行うこととし、また、学校、保護者、地域の連携により停留所や自宅から停留所までの間の安全確保に努める。

～徒歩通学対策～



●対象となる区域 スクールバス通学対象区域外の区域

●対象となる児童 徒歩通学区域に居住する児童及びスクールバス利用許可を受けていない児童

●安全対策など

安全確保のため、学校、保護者、地域が連携して通学路の点検等を行い、改善が必要な個所については関係機関へ働きかけるなど通学路の整備に努める。また、地域の子ども見守り隊等と連携し、見守り活動による安全確保を推進する。

☆ 瀬高小学校 PTA 発足に向けて!

みやま市立瀬高小学校 PTA 規約(案)を承認しました。今後、この規約(案)を基に、PTA 役員の選出等が行われます。来年4月の瀬高小学校 PTA 設立総会において、正式な規約となります。



次回の3校統合協議会は

11月14日(木) 19:30~
下庄小学校で行います。

【問合せ先】

3校統合協議会事務局

(学校教育課学校再編推進係)

TEL32-9027 FAX32-9100

E-mail:saihen@city.miyama.lg.jp

※ 会議はどなたでも傍聴できます。当日、受付でお申し出ください。